

Deloitte.

デロイト トーマツ



ESGデータの収集・開示に係るサーベイ2025

デロイト トーマツ グループ

2026年3月

目次

1. 調査の背景と目的	3
<hr/>	
2. 調査概要	4
<hr/>	
3. 調査結果のサマリーとデロイト トーマツ グループの提言	5
<hr/>	
4. 調査結果	8
<hr/>	

1. 調査の背景と目的



背景

非財務情報開示の標準化・義務化

非財務情報開示の標準化・義務化に向けた動きが進展する中、企業は各種規制等に準拠した開示を目指し準備を進めている。IFRS財団（International Financial Reporting Standards Foundation）がサステナビリティ基準審議会（ISSB：International Sustainability Standards Board）を設立以降、「サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的な要求事項（S1）」および「気候関連開示（S2）」を公表した※。これを受けて日本では、財務会計基準機構（FASF：Financial Accounting Standards Foundation）が理事会にて2022年7月1日付でサステナビリティ基準委員会（SSBJ）の設立を決議し、2025年3月にサステナビリティ開示基準を公表。2026年2月20日に金融庁は「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」を公表し、時価総額3兆円以上の企業で2027年3月期からSSBJ基準適用開始となる。欧州では2024年1月から適用開始となった企業サステナビリティ報告指令（CSRD：Corporate Sustainability Reporting Directive）について、2026年2月にその適用対象の縮小等を含む簡素化法案「オムニバス」が成立し、あわせて欧州サステナビリティ報告基準（ESRS：European Sustainability Reporting Standards）の簡素化も進められている。簡素化後のESRSは2026年6月頃に欧州委員会が委任法として採択予定である。

※ IFRS財団「ISSB -最初のサステナビリティ開示基準を公表」（2023年6月26日）：
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/news/2023/issb-standards-launch-press-release-japanese.pdf>



目的

ESGデータドリブン経営

こうした背景の下、デロイトトーマツグループでは外部／内部のESG関連データを収集・分析し経営の意思決定に活用する「ESGデータドリブン経営」の実装が今後企業に不可欠になると考えている。ESGデータドリブン経営とは、企業活動の努力を企業価値向上に繋げる経営管理基盤として、意思決定に必要なインプットおよび企業活動の結果（アウトプット）を財務・非財務問わずタイムリーに収集・分析することを可能とするアナリティクス基盤を整備・実装・活用することである。世界的な非財務情報開示の標準化・義務化の加速に対応し、かつ自社の企業価値向上を可能にするためにはこのESGデータドリブン経営が必須になると我々は位置付けている。

非財務情報開示の標準化・義務化への対応と、非財務情報を活用した企業価値向上への道筋において、広く企業の対応状況と課題を把握するため、2024年度のサーベイ※⁴に引き続き、今回で5回目となる「ESGデータの収集・開示に係るサーベイ2025」を実施した。

2. 調査概要

調査期間	2025年12月	調査方法	Webサーベイ
参加企業・回答者数	132社166名		

【参加企業属性】

上場区分	企業数	割合
東証プライム	110	83.3%
東証スタンダード	1	0.8%
非上場	21	15.9%
総計	132	100%

- *1：基礎化学品、鉄鋼、建設資材
- *2：主に家庭用電気機器
- *3：包装食品・肉、清涼飲料
- *4：建設と商社
- *5：陸運、海運、空運
- *6：主に専門金融

業種	割合
製造業	53.0%
素材 ^{*1}	15.9%
耐久消費財・アパレル ^{*2}	12.1%
食品・飲料・タバコ ^{*3}	8.3%
資本財	6.8%
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.5%
自動車・自動車部品	2.3%
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.5%
ヘルスケア機器・サービス	1.5%
非製造業	47.0%
資本財 ^{*4}	6.8%
運輸 ^{*5}	6.1%
各種金融 ^{*6}	4.5%
保険	3.8%
不動産	3.8%
小売	3.0%
食品・生活必需品小売り	3.0%
エネルギー	3.0%
公益事業	3.0%
商業・専門サービス	2.3%
ソフトウェア・サービス	2.3%
銀行	2.3%
電気通信サービス	1.5%
メディア・娯楽	0.8%
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.8%
総計	100.0%

3. 調査結果のサマリーとデロイト トーマツ グループの提言



調査結果サマリー

1

非財務情報の開示を巡る外部動向のモニタリング・分析

- 有報証券報告書へのサステナビリティ情報開示義務化（SSBJ）への関心が約7割となり、喫緊の要対応事項としての注目度の高さがうかがえる。次いで注視するものとして非財務情報に対する第三者保証の義務化に関する検討が15%を占め、SSBJ基準やESRS等への注視と共に保証取得対応への関心が高いと推察
- ESGデータの開示をめぐる外部動向を受けた具其他的な対応に着手している企業が20%あまり増加。SSBJ基準への対応を筆頭に、具体的な検討や関係部署との調整が一気に加速したものと考えられる

2

連結範囲を対象とした非財務情報の収集・分析、内部統制の高度化

- マニュアル（手作業）によるESGデータ収集では、回答傾向は前回から大きく変わらず、エクセルの仕様/関数が複雑、データの精度が悪い、入力ミス等の課題が多く、加えて、データの蓄積、管理が難しいという課題認識も見られる
- ESGデータ収集にシステムを利用する企業は顕著な増加傾向が見られた。システム活用に係る課題認識は多岐にわたるが、外部動向の変動を受け、システムの拡張性（仕様変更）を念頭に置いた設計を志向する企業が増えていると見られる
- 約5割が第三者保証の保証会社をここ数年で変更済/予定と回答。非財務情報の保証義務化や水準の厳格化に対応する企業が増加傾向

3

非財務情報の開示と自社の企業価値との関連性に関するモニタリング・分析

- 8割近くがESGデータの開示と企業価値との関連性について投資家と対話していると回答し、前回から大きく増加。投資家の視点を重視する傾向が伺える
- 一方で、ESGデータを経営管理に活用するにあたり、具体的な経営戦略への結びつけ方が不明、データ収集・分析体制の未整備といった課題が多い
- 経営の意思決定にインパクト評価を活用している企業はまだ少ない

3. 調査結果のサマリーとデロイト トーマツ グループの提言



デロイト トーマツ グループの提言



非財務情報の開示を巡る外部動向のモニタリング・分析に関して

- 適用される開示要求を整理・検討し、部門間連携が必要な領域の特定を急ぎたい
- 第三者保証の義務化に向けた動きを追いながら、保証会社と具体的な協議を進めたい
- 企業情報の開示から、特定の製品・サービスや原材料に係る規制や開示要求にシフトしつつも、引き続き外部動向のモニタリングは必要



内部の非財務情報収集・分析・内部統制の高度化に関して

- システム活用によるESGデータ基盤整備をひとつの手段とし、あるべきESGデータ収集体制を描き、システム活用を検討したい
- 保証義務化や保証水準の厳格化に対応すべく、どのように内部統制を整備し、収集・開示するデータの信頼性を確保するか、具体的な検討を進めたい



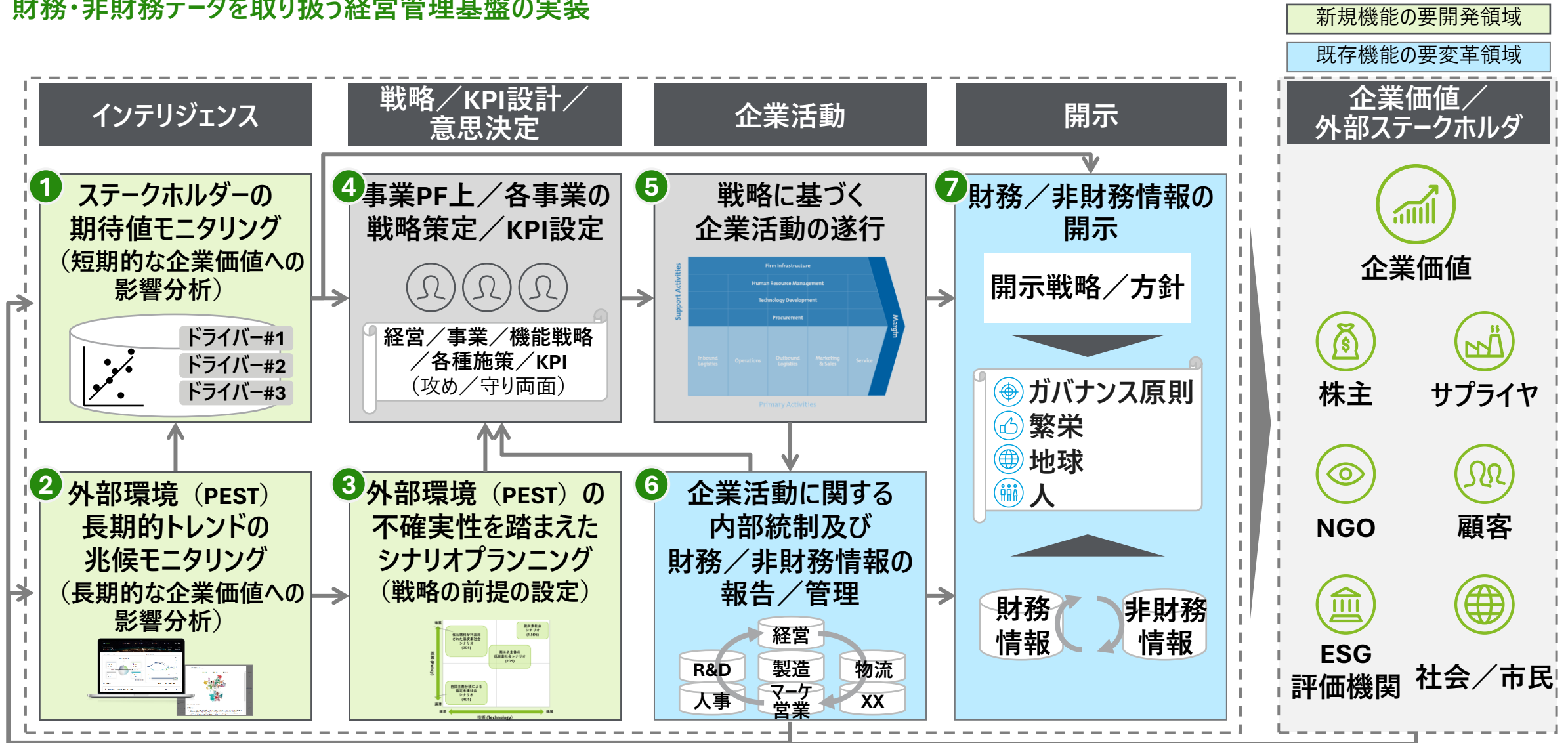
非財務情報開示と自社の企業価値との関連性に関するモニタリング・分析に関して

- ESGデータの経営管理での活用を見据え、インパクトパス設計や価値創造ストーリー検討が必要
- 事業特性やビジネスモデルにあわせたESGデータの活用方法を検討し、経営の意思決定へのインパクト評価の折り込みを進めたい
- 非財務情報の開示やサステナビリティ関連活動の推進と戦略策定の動きを連動させることで、経営管理における非財務情報の活用を進めたい



今後求められる「ESGデータドリブン経営」の輪郭

財務・非財務データを取り扱う経営管理基盤の実装



4. 調査結果

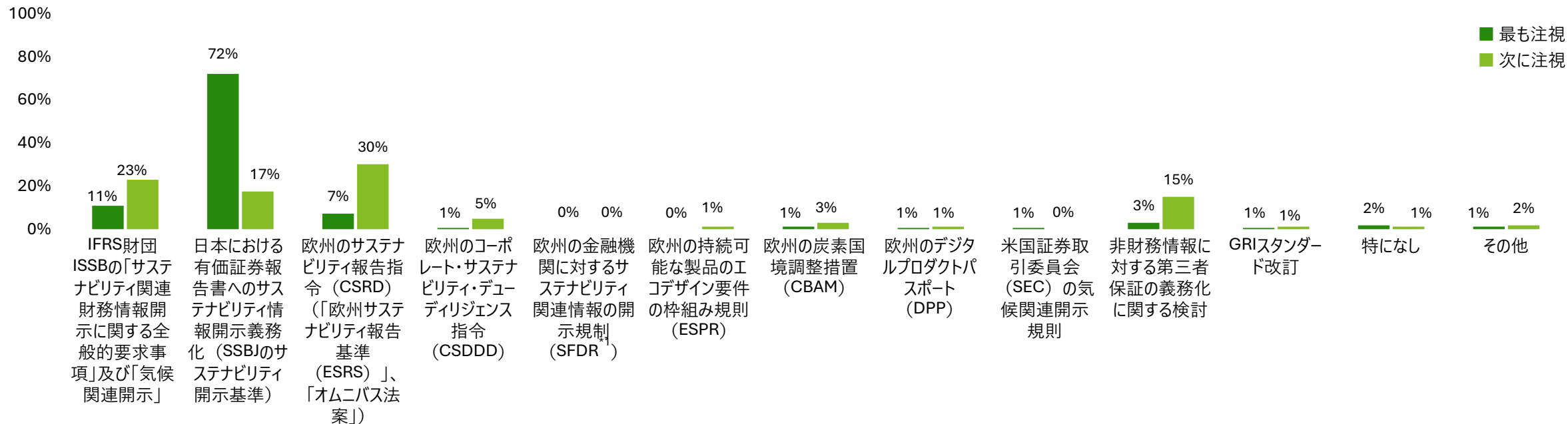
①企業価値に影響を与える外部動向のモニタリング・分析

デロイトトーマツでは、多くの企業の経営層や経営企画の方々とサステナビリティ関連の意見交換を日々行っている。ここ数年、非財務情報開示に関する急速な外部動向の進展を受け、自社にとって必要な情報を体系的に収集することや、外部要請と現状の開示情報とのGapを分析することについて、対応が難しいとの声が多く聞かれているため、外部動向のモニタリング状況や企業の取組みについて継続的に調査を実施し、経年変化を確認している。



①-1,2. 【外部動向】

ESGデータの開示をめぐる外部動向について、貴社/貴団体として最も注視しているものと、次に注視しているものを選択してください



2025年N=166

*1: EU Regulation on Sustainability related Disclosure in the Financial service sector

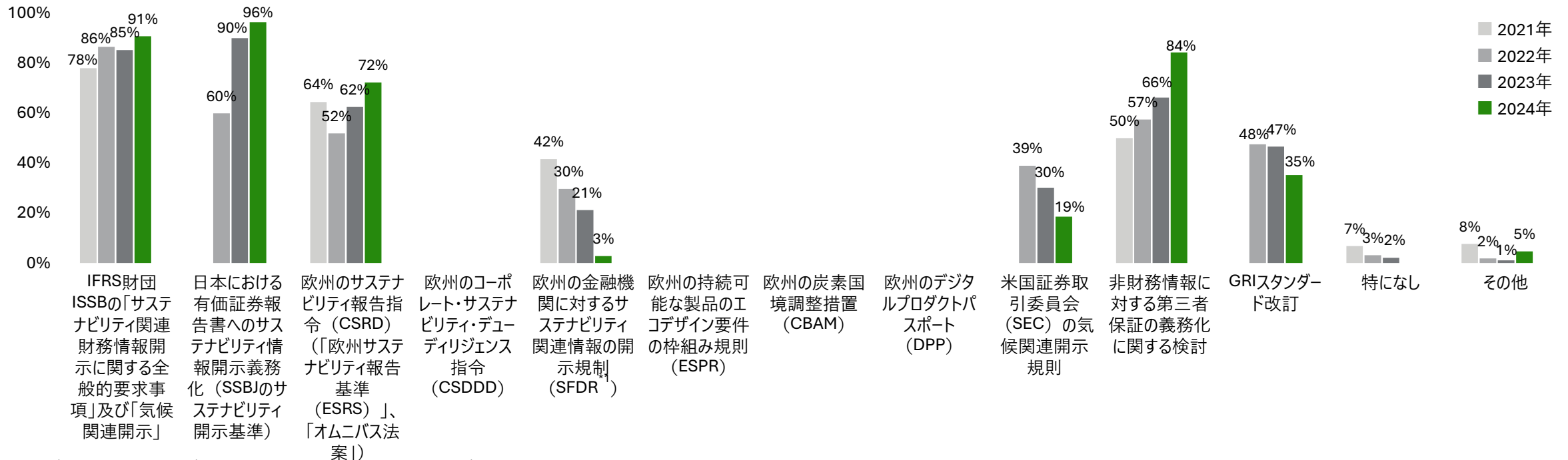
①企業価値に影響を与える外部動向のモニタリング・分析

①-1. 注視しているESGデータの開示をめぐる外部動向について、有報証券報告書へのサステナビリティ情報開示義務化への関心が約70%となり、喫緊の要対応事項としての注目度の高さがうかがえる。次いで、IFRS財団ISSBの「サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的な要求事項」及び「気候関連開示」や欧州のサステナビリティ報告指令（CSRD）の動向は、以下の【参考】で紹介する前回までのサーベイ結果に続いて注視されている。

①-2. 次いで、注視しているESGデータの開示をめぐる外部動向について、欧州のサステナビリティ報告指令（CSRD）が30%、次いでIFRS財団ISSBの「サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的な要求事項」及び「気候関連開示」が23%となり、過半数を占めた。非財務情報に対する第三者保証の義務化に関する検討が15%を占め、SSBJ基準やESRS等への注視と共に保証取得対応への関心の高まりがうかがえる。



【参考】過年度（2021-2024年）において、企業が注視していたESGデータの開示をめぐる外部動向



2021年N=118, 2022年N=162, 2023年N=189, 2024年N=108

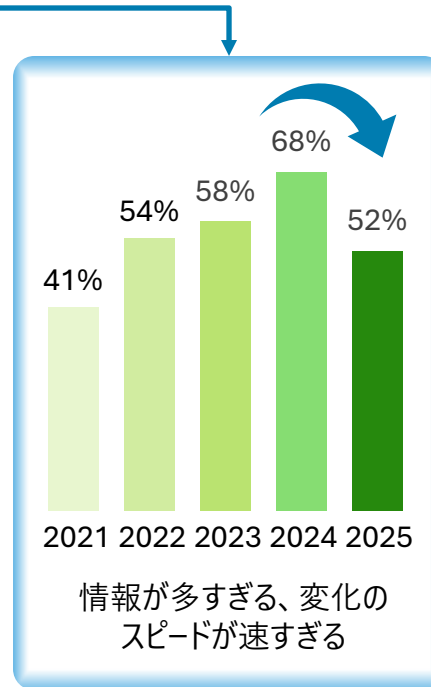
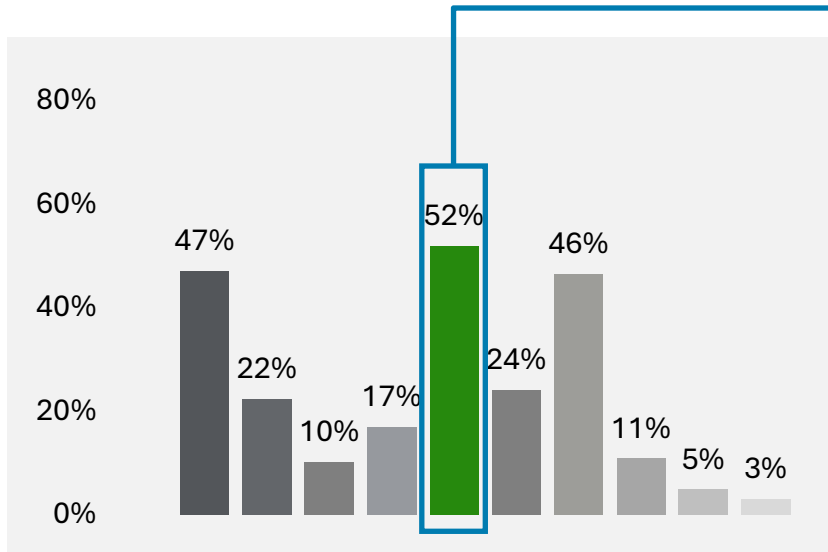
*1: EU Regulation on Sustainability related Disclosure in the Financial service sector

①企業価値に影響を与える外部動向のモニタリング・分析



①-3.【外部動向の情報収集・分析】

前頁にて参照されていたような外部動向の情報収集・分析に関する課題は何ですか？



- 外部動向の情報収集・分析に関する業務プロセスが定義されていない（属人的な情報収集になっている、担当部署が決まっていない 等）
- テクノロジーが活用できていない
- 外部動向の情報収集・分析をする担当者/担当部署から社内への情報伝達が遅い
- 海外の動向について、海外グループ会社からのエスカレーションのルートが整備されていない
- 情報が多すぎる、変化のスピードが速すぎる
- 緊急度の判断が難しい（すぐに対処すべき課題の識別が難しい 等）
- 重要度の判断が難しい（将来の企業価値に影響を及ぼすトリガーが分からない 等）
- 外部動向を受けて自社として取るべき対応について検討の場がない
- 特になし
- その他

2021年N=118, 2022年N=162, 2023年N=189, 2024年N=108, 2025年N=166, 複数回答可

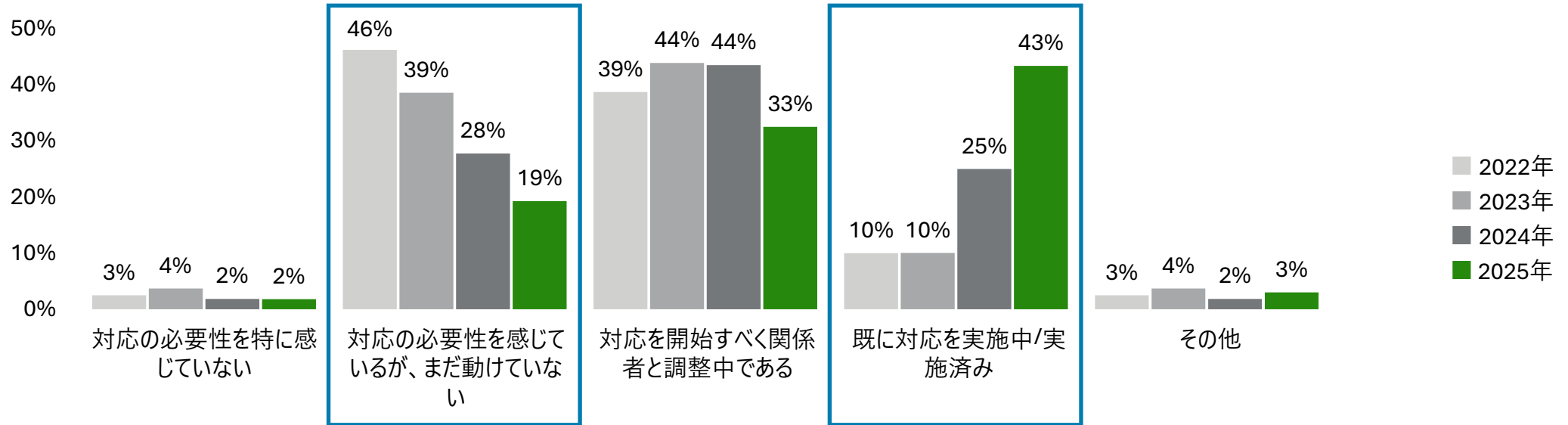
①-3.外部動向を受けた具体的な課題については、50%以上が「情報が多すぎる、変化のスピードが速すぎる」と回答。

上位3回答は前回と同様ではあるものの、全体として課題認識が減少している傾向が見られた。金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」での議論の収束等を受け、情報収集・分析から対応検討に軸足が移動しているものと推察。



①-4. 【外部動向を受けた対応】

ESGデータの開示をめぐる外部動向を受けて、具体的な対応を実施していますか？



2022年N=162, 2023年N=189, 2024年N=108, 2025年N=166

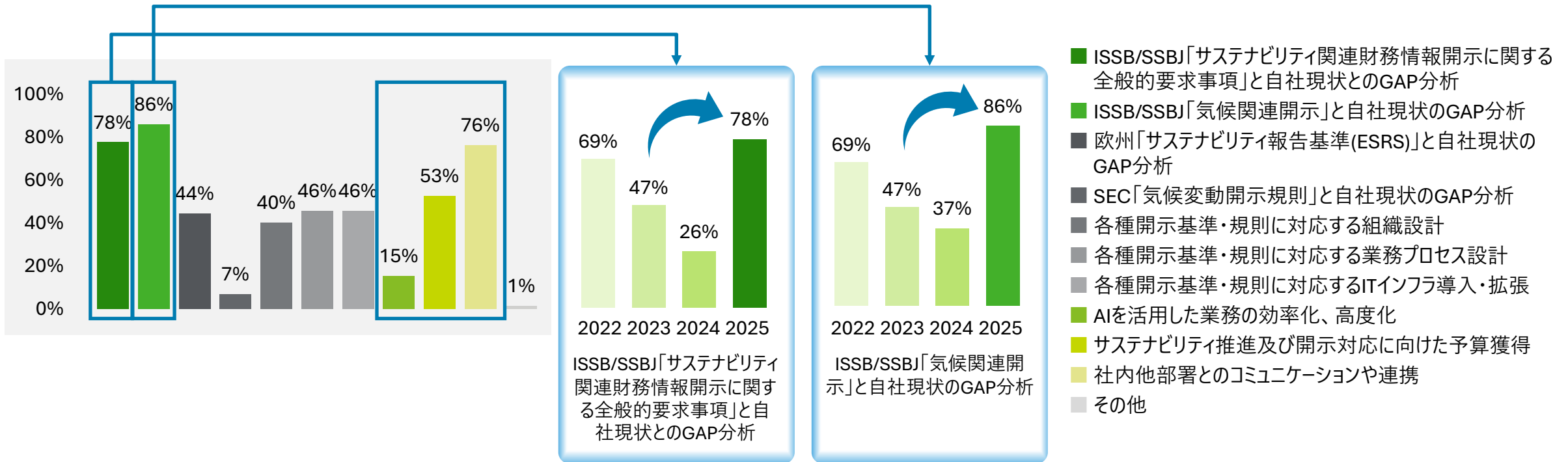
①-4.外部動向を受けての具体的な対応内容について、「既に対応を実施中/実施済み」が43%となり、前回から20%近く上昇している。「対応の必要性を感じているが、まだ動けていない」が19%で、前回から10%程度の低減が見られる。SSBJ基準への対応を筆頭に、具体的な対応検討や調整が一気に加速、着実に実行フェーズに移りつつあることがうかがえる。

①企業価値に影響を与える外部動向のモニタリング・分析



①-5.

ESGデータの開示をめぐる外部動向を受けて、「既に対応を実施中/実施済み」の場合、対応内容をご回答ください。



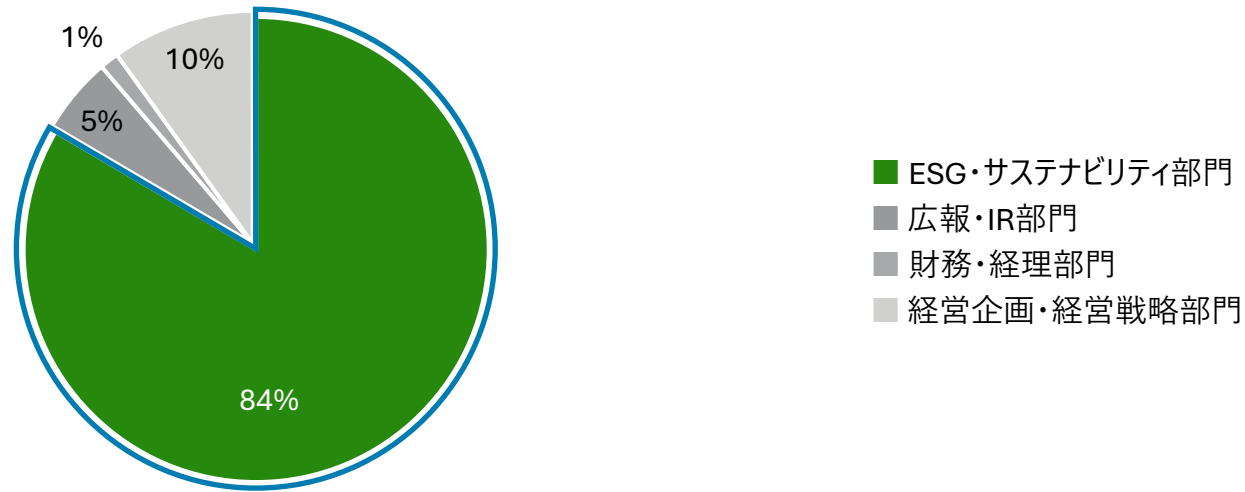
2022年N=17, 2023年N=19, 2024年N=27, 2025年N=72, 複数回答可

①-5.外部動向を受けての具体的な対応内容について、ISSB/SSBJと自社現状とのGAP分析が約80%を占め、昨年より大幅に増加している。直近の対応事項として、今年新たにSSBJ基準での開示に向けたGAP分析を実施されている傾向が見られた。あわせて今回新設した選択肢から予算獲得が53%と進んでいるが、AI活用は進んでいない実態が確認された。

①企業価値に影響を与える外部動向のモニタリング・分析



①-6.
ESGデータ収集・開示対応の所管部署をご回答ください。



N=166, グラフは「その他」を除いて作成

①-6. ESGデータ収集・開示対応の所管部署について、76%がESG・サステナビリティ部門と回答。作業ごとに担当部門を分ける、開示対応プロジェクトチームを組成する、という複数部門で連携して対応するケースも見受けられる。



考察

有報証券報告書へのサステナビリティ情報開示（SSBJ）義務化への関心が約70%となり、喫緊の要対応事項としての多くの企業が対応に追われている。一方で、欧州のサステナビリティ報告指令（CSRD）については、オムニバス法案の影響もあり、多くの企業がSSBJに対して、次点の要対応事項として検討している旨が伺える。

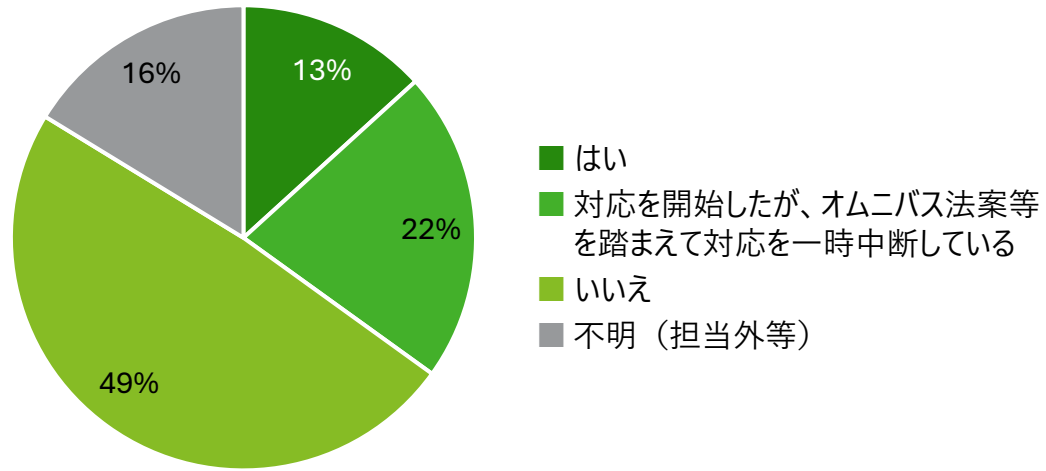
情報収集・分析にあたっては、前回サーベイに引き続き、業務プロセスの定義、情報量の多さ、変化のスピードの速さ、重要度の判断等といった様々な点において難しさを抱えており、引き続き外部モニタリング機能の強化が必要とされるが、課題を抱えている企業の割合としては、前回と比較して減少傾向にあり、情報収集・分析を一通り完了し、具体的な対応検討に移行した企業が増えてきたのではないかと推察される。

また、外部動向を受けた具体的な取組みについては、前回サーベイ結果と比較して「対応を実施中/実施済み」とする企業が大幅に増加した。各非財務情報開示基準の適用開始時期から逆算し、対応の検討から実行へと一歩前進した企業が増えたと考えられる。特に今回調査した回答者の約8割がISSB/SSBJに関連する要求事項に関するGAP分析を実施済みであり、併せて、対応のための予算獲得や社内主管部門との連携等を進めており、今後は非財務情報収集のための内部統制構築や業務プロセス構築へと対応をシフトしていくことが想定される。

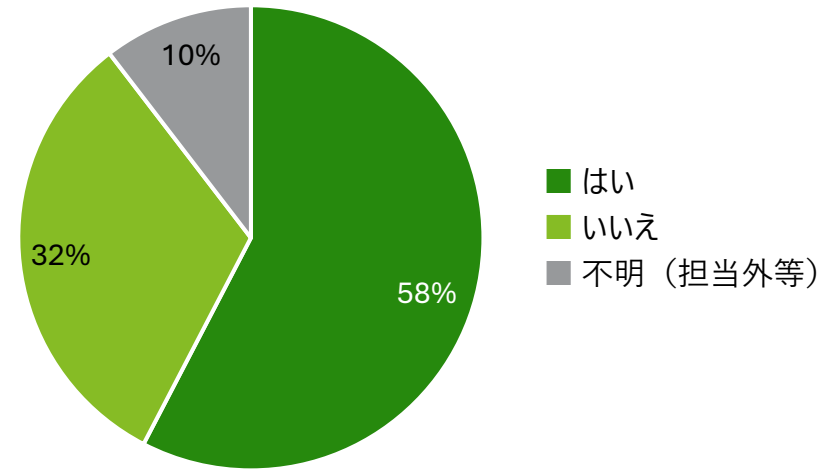
①企業価値に影響を与える外部動向のモニタリング・分析



①-7. 欧州のサステナビリティ報告指令（CSRD）を受けて、具体的な対応を実施していますか？



①-8. 日本における有価証券報告書へのサステナビリティ情報開示（SSBJ）について、具体的な対応を実施していますか？



N=166, グラフは「無回答」を除いて作成

- ①-7. 欧州のサステナビリティ報告指令（CSRD）に関して、半数近くが未対応と回答。オムニバス法案を踏まえた対応を想定し、動向を見定めているものと考えられる。
- ①-11. 有価証券報告書へのサステナビリティ情報開示（SSBJ）については、58%が対応を実施、32%が未対応と回答。法定開示となるものの、時価総額によって適用時期が異なるため、順次、着手されていくものと見られる。

①企業価値に影響を与える外部動向のモニタリング・分析



①-9～11.

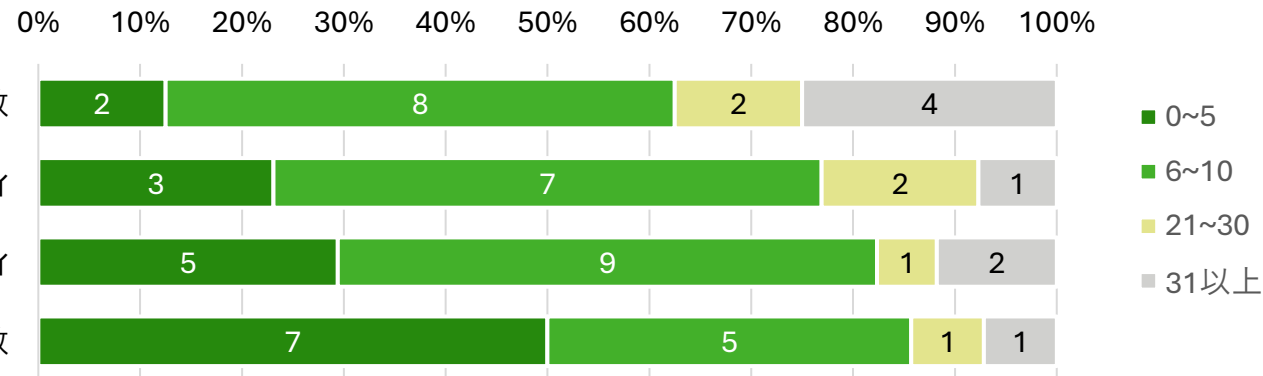
欧州のサステナビリティ報告指令（CSRD）への対応について、「はい」あるいは「対応を開始したが、オムニバス法案等を踏まえて対応を一時中断している」と回答した場合、開示している、ないし開示予定のマテリアリティの総数（①-9）、そのうちインパクトマテリアリティの数（①-10）、財務マテリアリティの数（①-11）*をご回答ください。

*CSRDマテリアリティは、ダブルマテリアリティ(インパクトマテリアリティと財務マテリアリティで構成される)での開示が求められています。ただし、各企業の評価内容に寄り、インパクトマテリアリティ数と財務マテリアリティ数の単純合計がダブルマテリアリティの数になるとは限りません



①-12.

日本における有価証券報告書へのサステナビリティ情報開示（SSBJ）に関する対応を進めている場合、開示予定のリスク及び機会の総数をご回答ください。



N= 19（①-8～10）、N= 83（①-12）

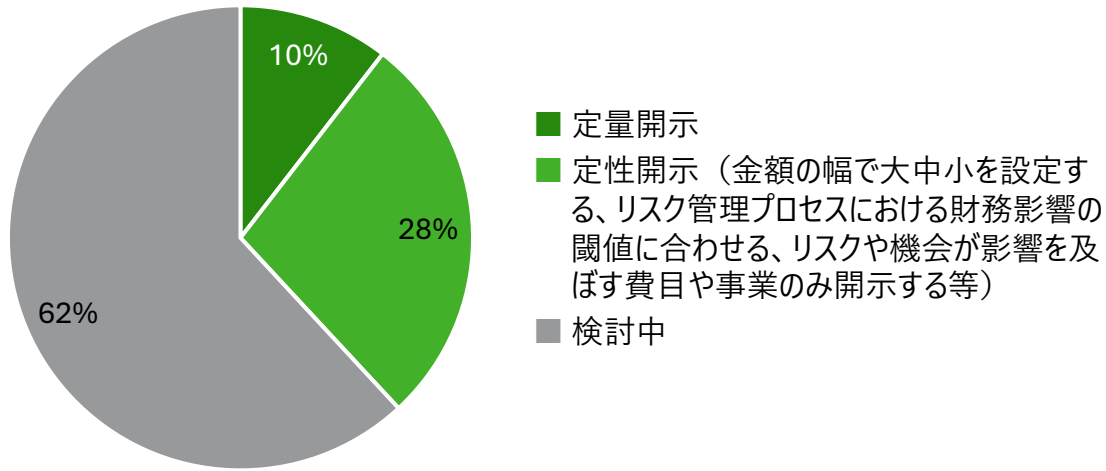
①-9～11.欧州のサステナビリティ報告指令（CSRD）におけるマテリアリティ数について、総数10以下が過半数となり、21以上で想定している企業も見受けられる。若干ではあるがインパクトマテリアリティが多く、財務マテリアリティはSSBJ基準での開示においてさらに絞られることが推察される。

①-12.日本における有価証券報告書へのサステナビリティ情報開示（SSBJ）で開示予定の重要なリスク及び機会の数について、総数が10個以下である企業が大半であることが見て取れる。

①企業価値に影響を与える外部動向のモニタリング・分析



①-13. 日本における有価証券報告書へのサステナビリティ情報開示（SSBJ）に関する対応を進めている場合、重要なリスク及び機会の財務的影響の開示方針の想定についてご回答ください。

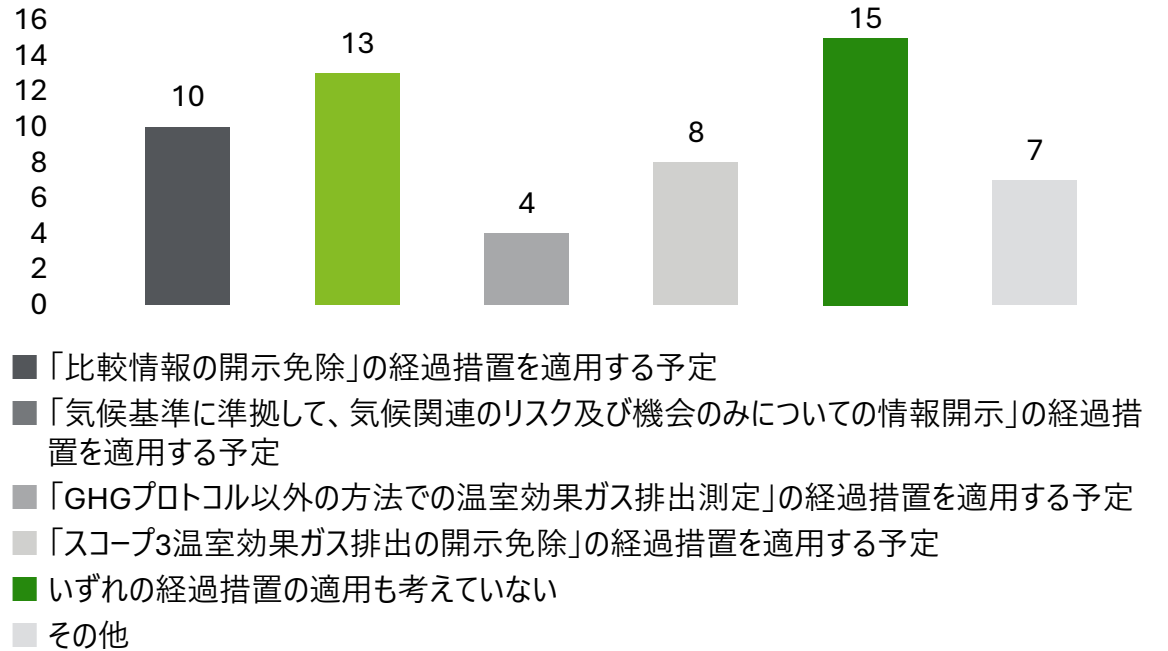


N=83

①-13.有価証券報告書へのサステナビリティ情報開示（SSBJ）における重要なリスク及び機会の財務的影響の開示について、62%が検討中と回答。定性開示の想定が28%、定量開示の想定が10%。今後、リスク・機会の検討と並行し、開示方針の検討が進むものと推察。



①-14. 日本における有価証券報告書へのサステナビリティ情報開示（SSBJ）に関する対応を進めている場合、開示初年度における経過措置の適用について現時点のお考えをご回答ください。



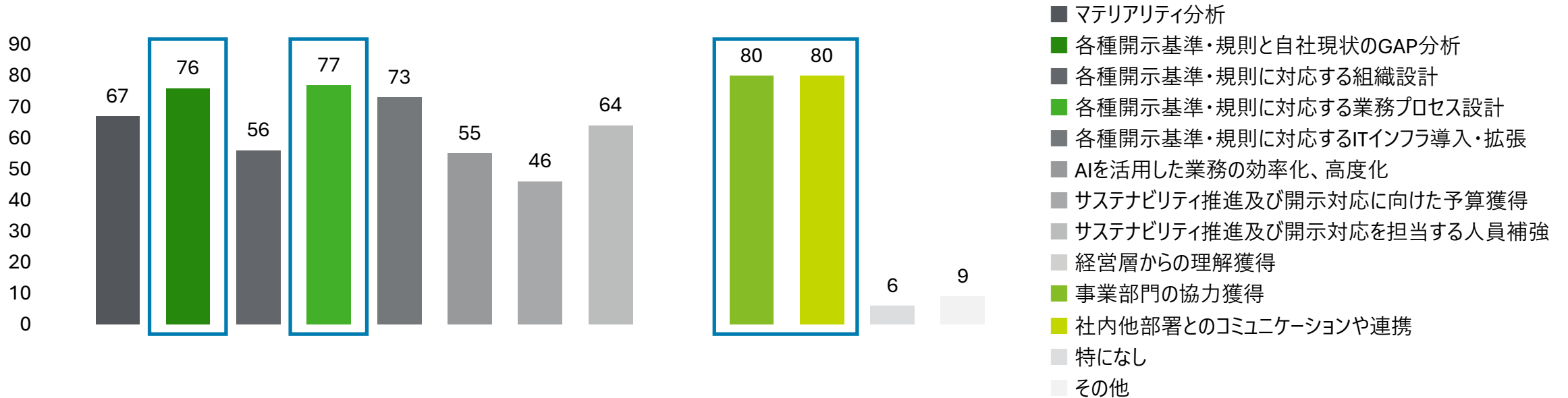
N=83, 複数回答可, グラフは「経過措置を適用するか未定」を除いて作成

①-14.有価証券報告書へのサステナビリティ情報開示（SSBJ）において、「いずれの経過措置の適用も考えていない」が最も多く、次いで「気候基準に準拠して、気候関連のリスク及び機会のみについての情報開示」の経過措置を適用する予定」となっている。初年度は気候関連のみ開示、経過措置を適用しない、のいずれかを選択するケースが多いと考えられる。

①企業価値に影響を与える外部動向のモニタリング・分析



①-15. ESGデータの開示に向けた具体的な対応内容に関する、課題認識のある事項をご回答ください。



N=166, 複数回答可

①-15. ESGデータの開示に向けた具体的な対応に係る課題として、上位回答は「事業部門の協力獲得」「社内他部署とのコミュニケーションや連携」「各種開示基準・規則と自社現状のGAP分析」「各種開示基準・規則に対応する業務プロセス設計」。実務レベルでの複数部門を跨ぐ社内連携に課題を抱えるケースが多いと思料。また、ITインフラの導入・拡張や早期化対応といった保証取得を見据えた課題認識もうかがえる。



考察

有報証券報告書へのサステナビリティ情報開示（SSBJ）義務化への関心の高まりと整合する形で、本サーベイに回答した企業の半数以上がSSBJに対する具体的な取り組みを開始していることが分かった。未だ対応を開始していない企業についても、法定開示となるため、順次、対応に着手されていくものと考えられる。一方で、欧州のサステナビリティ報告指令（CSRD）については、オムニバス法案の影響もあり、対応を中断している企業が約20%だが、オムニバス法案の最終化に伴い、順次対応を開始していくことが想定される。

また、CSRDないしSSBJ対応のうち、マテリアリティ評価結果として開示予定のマテリアリティ、重要なリスク及び機会の総数については、10個以下である企業が大半を占めた。重要なリスク及び機会を戦略や意思決定に反映する上では、重要性を際立たせ、かつ実務的負荷を考慮すると、ある程度数を絞ることが現実的であり、10以下が目安となると推察される。これからSSBJのリスク及び機会の検討を始める企業についても、概ね同様の傾向が見られることになるとみられる。

ESGデータの開示に向けた具体的な対応に係る課題としては、「事業部門の協力獲得」「社内他部署とのコミュニケーションや連携」「各種開示基準・規則と自社現状のGAP分析」「各種開示基準・規則に対応する業務プロセス設計」等の回答が割合として多く、実務レベルでの複数部門を跨ぐ社内連携に課題を抱えるケースが多いことが伺える。規制が複雑であることを含め、社内での情報連携、インプットに難しさを感じている企業が多いと考えられる。

4. 調査結果

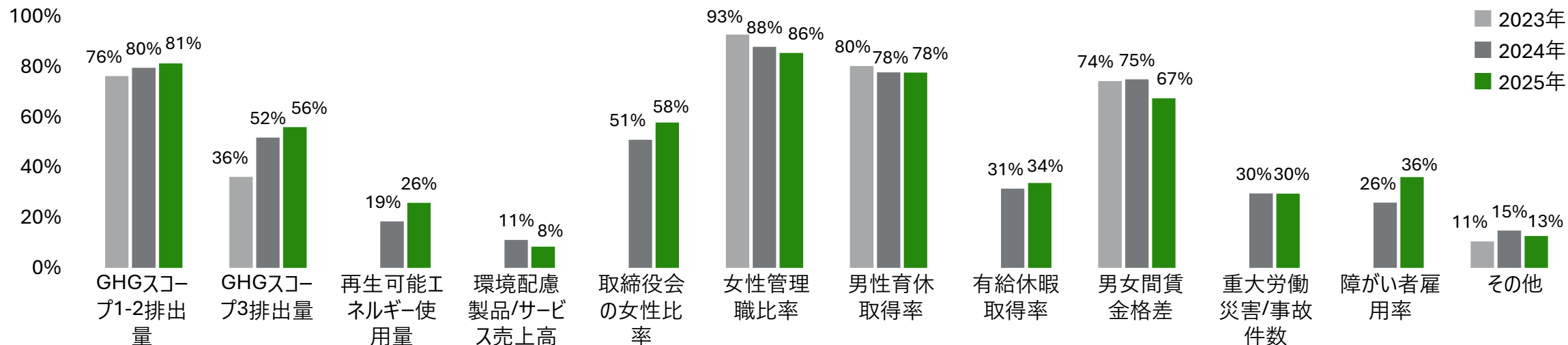
② 連結範囲を対象としたESGデータの収集・分析、内部統制の確立と高度化

ここではESGデータ収集でのシステム（ITツールやパッケージ）利用について伺い、さらにITシステムを活用していると回答いただいた方を対象に、システムで収集しているデータ領域と、システム活用における課題を調査した。また、全回答者を対象に、手作業によるESGデータ収集における課題を伺った。なお、システム（ITツールやパッケージ）を一部で活用している企業であっても、システム外で収集するESGデータがあること、あるいは異なるITシステムで集めたデータを全社集計する、開示用フォーマットに変換する等の業務プロセスにおいて一定手作業が発生しているため、ここではESGデータ収集におけるITシステム活用有無に関わらず、全回答者を対象としている。



②-1. 【有価証券報告書における対応】

直近年の有価証券報告書において、どのようなESGデータ（サステナビリティ関連情報）を有価証券報告書に掲載しましたか？



2023年N=152, 2024年N=108, 2025年N=166, 複数回答可

②-1.直近年の有価証券報告書におけるESGデータ（サステナビリティ関連情報）の掲載に関して、回答傾向は昨年と大きく変化なく、内閣府令に基づく開示がベースとなっているものと思料。エンゲージメント関連やサプライチェーン関連の指標の開示も見られ、これらの領域を重要視する傾向がうかがえる。

② 連結範囲を対象としたESGデータの収集・分析、内部統制の確立と高度化



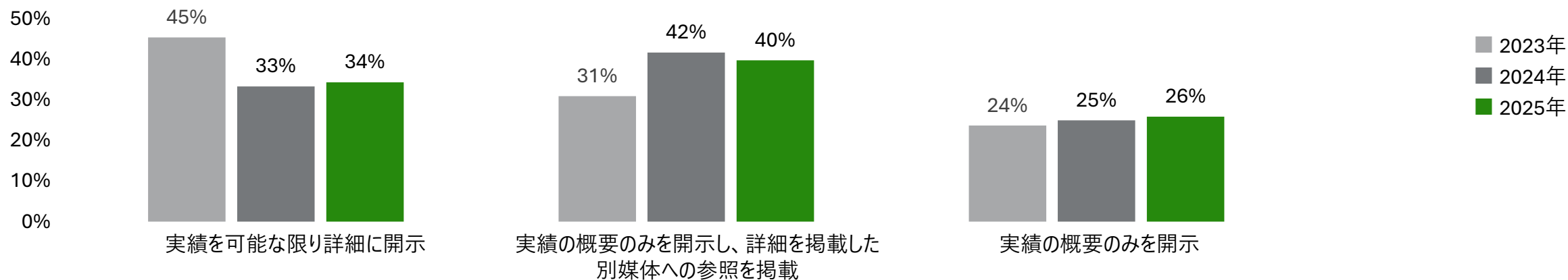
②-2. 直近年の有価証券報告書に掲載したESGデータの対象年度はいつですか？



2024年N=108, 2025年N=166, 複数回答あり



②-3. 直近年の有価証券報告書にESGデータをどのように掲載しましたか？



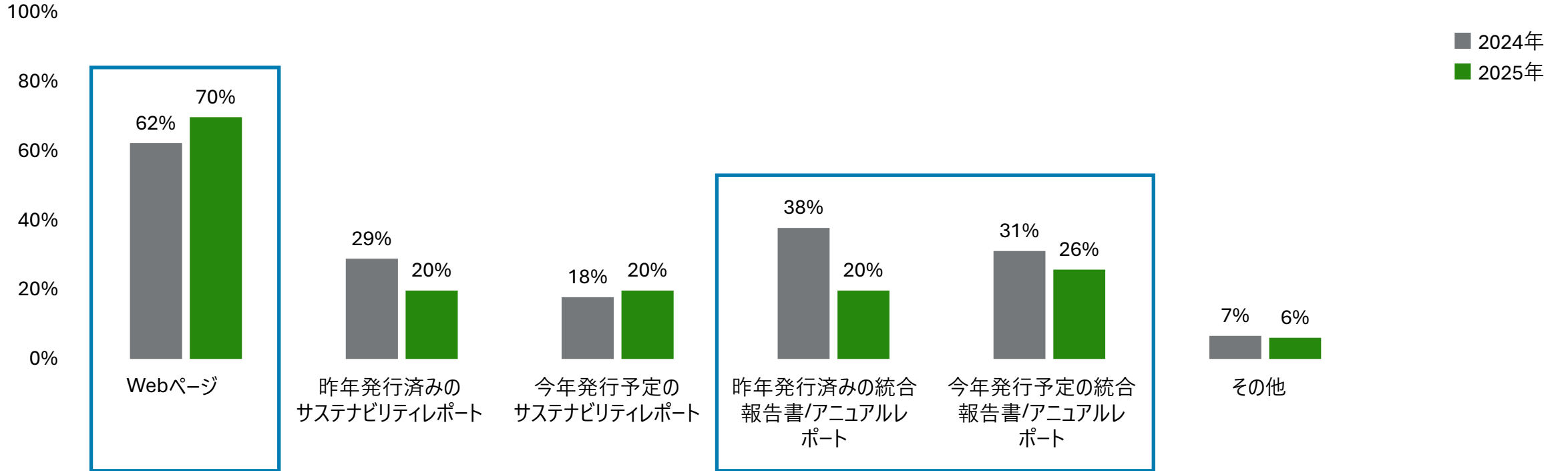
2023年N=152, 2024年N=108, 2025年N=166

② 連結範囲を対象としたESGデータの収集・分析、内部統制の確立と高度化



②-4.

直近年の有価証券報告書へのESGデータの掲載状況が、「実績の概要のみを開示し、詳細を掲載した別媒体への参照を掲載」の場合、ESGデータの詳細を掲載した別媒体は何ですか？



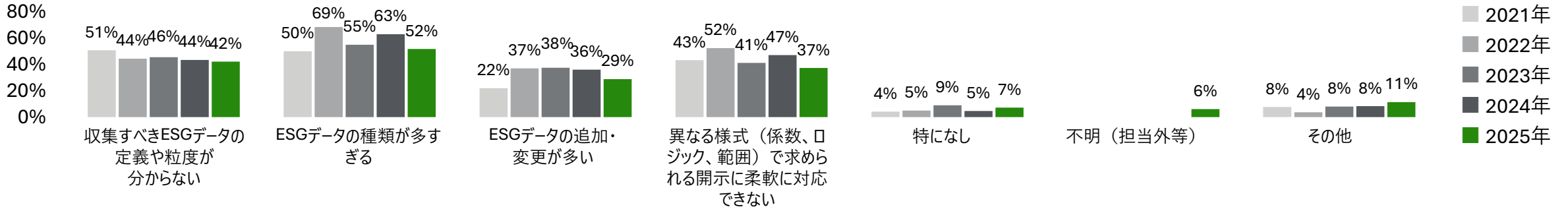
2024年N=45, 2025年N=66, 複数回答可

②-4. ESGデータの詳細を掲載する媒体について、Webページへの掲載が増加傾向にあり、統合報告書ないしアニュアルレポートへの掲載が減少傾向にある。今後、有価証券報告書でのSSBJ基準でのサステナビリティ情報の開示が拡充されることに伴い、有価証券報告書は特に投資家等に向けた開示媒体とし、多様なステークホルダーに向けた詳細情報はWebページに掲載することで、統合報告書での開示内容が低減していく可能性があるのかもしれない。

② 連結範囲を対象としたESGデータの収集・分析、内部統制の確立と高度化



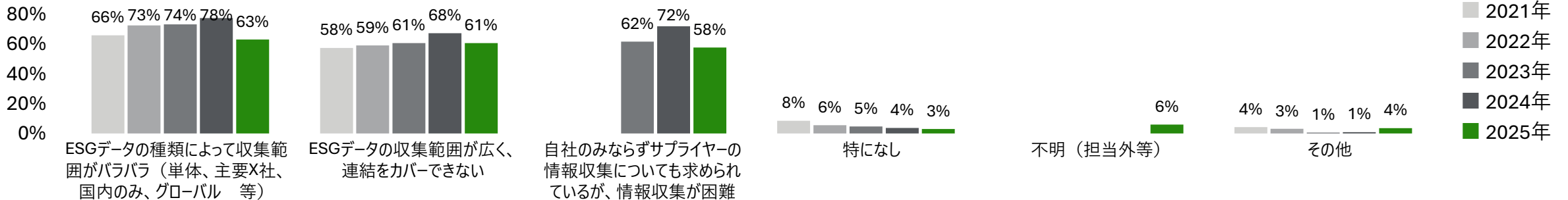
②-5. 【連結範囲での内部データ】 ESGデータ収集にあたり、対象データに関する課題は何ですか？



2021年N=118, 2022年N=162, 2023年N=189, 2024年N=108, 2025年N=166, 複数回答可



②-6. ESGデータを収集する対象範囲に関する課題は何ですか？



2021年N=118, 2022年N=162, 2023年N=189, 2024年N=108, 2025年N=166, 複数回答可

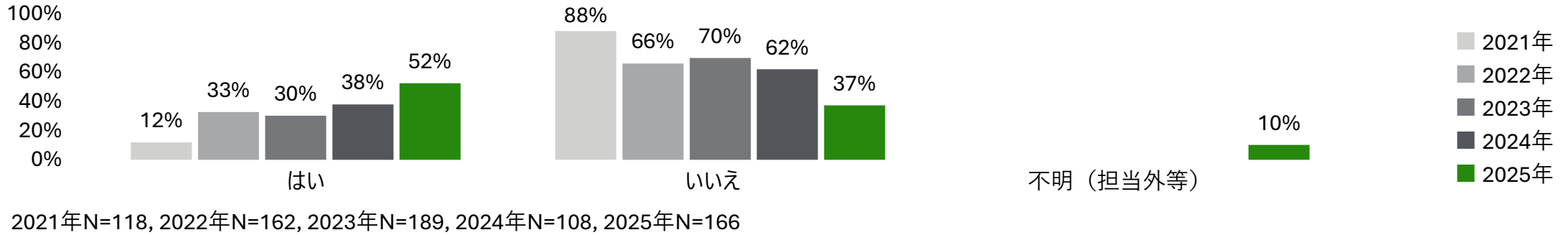
②-5. 収集対象のESGデータに関する課題として、データの精度や定義の統一等、保証取得を見据えた課題認識も見受けられる。

②-6. ESGデータ収集の対象範囲に関する課題として、データの種類によって範囲が揃っていない、収集範囲が広く連結でカバーできない、自社以外の情報収集が困難、といったものがある。

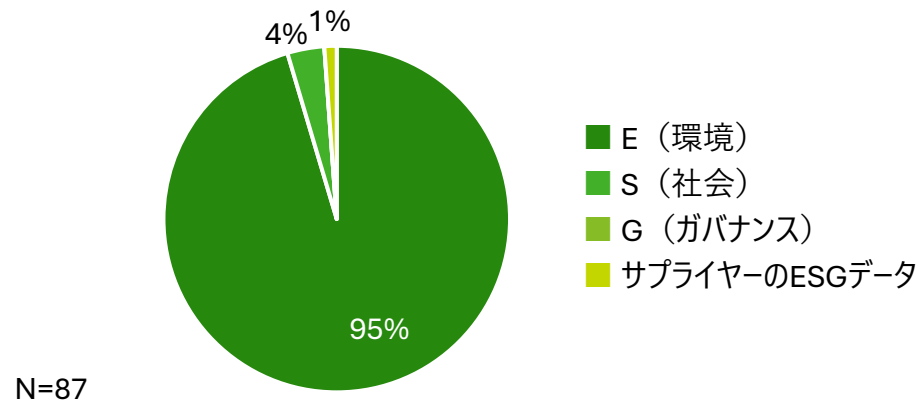
② 連結範囲を対象としたESGデータの収集・分析、内部統制の確立と高度化



②-7. ESGデータ収集にシステムを使っていますか？



②-8. ESGデータ収集にシステムを使っている場合、システムで収集しているデータの領域をご回答ください。（単一選択）

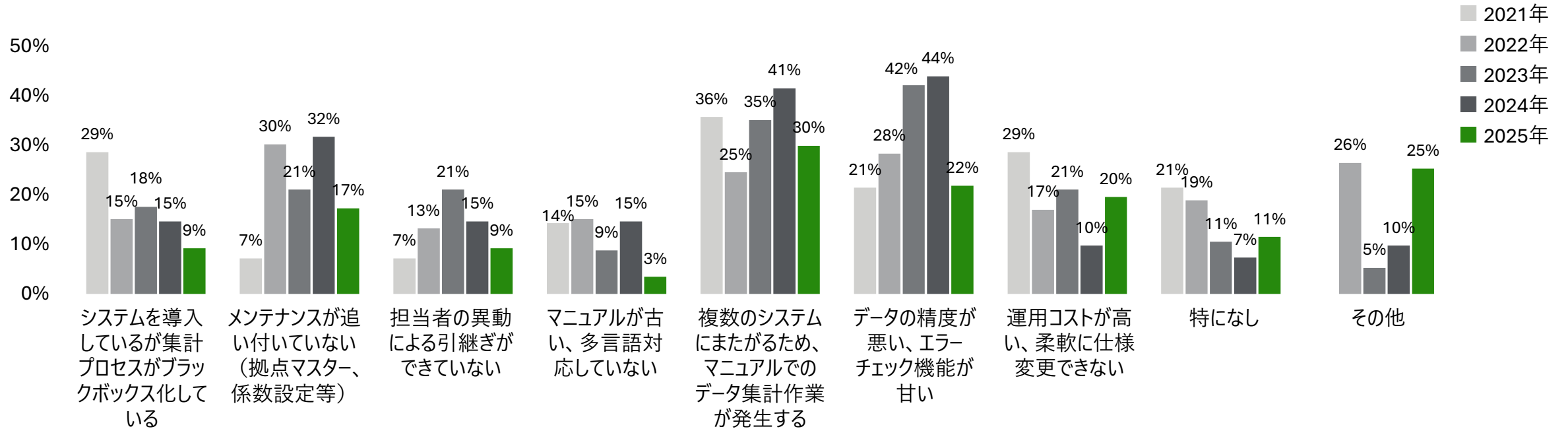


- ②-7. ESGデータ収集へのシステム利用は、直近3年連続で増加傾向にある。
- ②-8. システムで収集しているデータ領域としては、E領域から取り組む企業が多いと推察される。

②連結範囲を対象としたESGデータの収集・分析、内部統制の確立と高度化



②-9. ESGデータ収集にシステムを使っている場合、システムによるESGデータ収集における課題は何ですか？



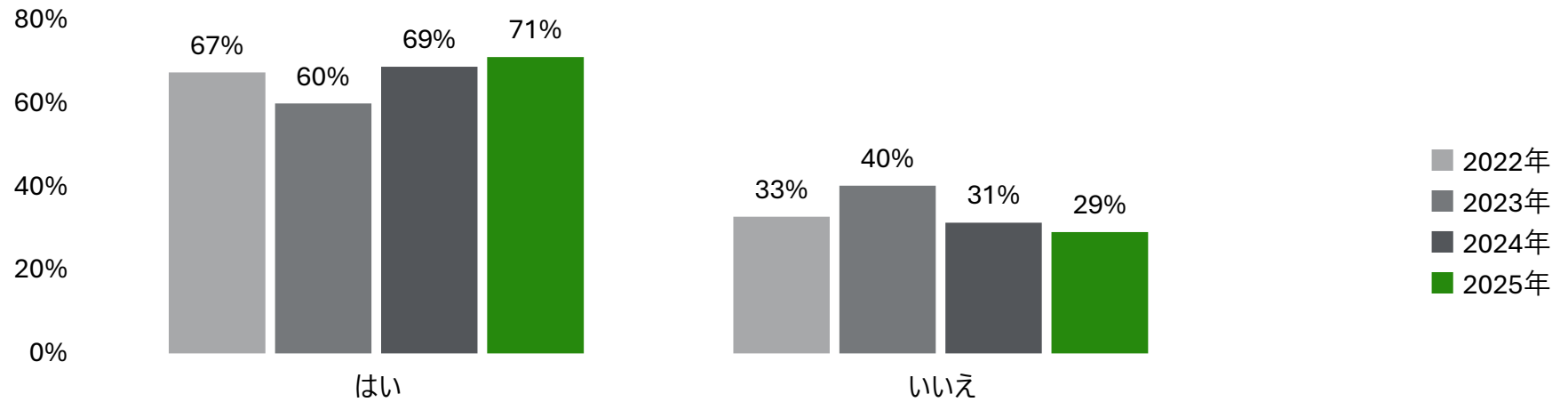
2021年N=14, 2022年N=53, 2023年N=57, 2024年N=41, 2025年N=87, 複数回答可

②-9.システムによるESGデータ収集に係る課題について、回答割合が下がるものが多いなか、「運用コストが高い、柔軟に仕様変更できない」は20%と前回から10%程度上昇している。課題認識は多岐にわたるが、外部動向の変動を受け、システムの拡張性（仕様変更）を念頭に置いた設計を志向するケースが増えていると史料。

② 連結範囲を対象としたESGデータの収集・分析、内部統制の確立と高度化



②-10. ESGデータ収集にシステムを使っていない場合、システム活用を検討していますか？または検討したいと考えていますか？



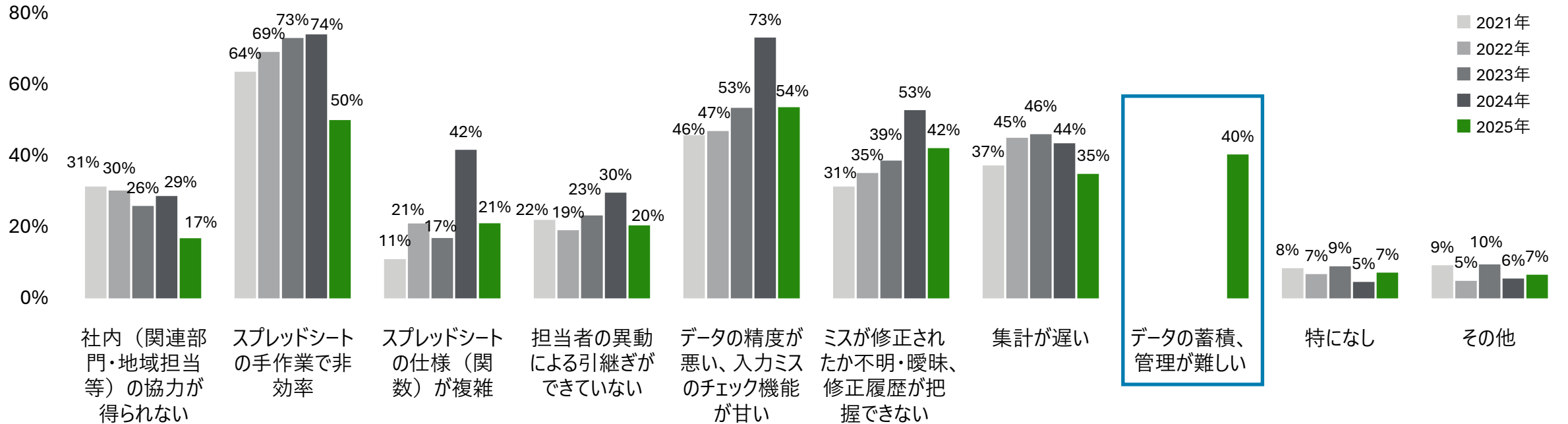
2022年N=107, 2023年N=132, 2024年N=67, 2025年N=62

②-10. ESGデータ収集へのシステム活用について、約70%は検討している/検討したい、と回答。直近3年連続で関心が高まる状況が確認できた。

② 連結範囲を対象としたESGデータの収集・分析、内部統制の確立と高度化



②-11. マニュアルによるESGデータ収集における課題は何ですか？



2021年N=118, 2022年N=162, 2023年N=189, 2024年N=108, 2025年N=166, 複数回答可

②-11.マニュアルでのESGデータ収集について、課題に関する回答傾向は前回と大きく変わらず、追加する形で「データの蓄積、管理が難しい」という課題認識も見られる。



考察

非財務情報開示に関する基準の開発・アップデートや法制化に伴い、ESGデータの開示の充実を図る動きが多い。非財務情報開示に関する様々な開示基準が乱立し、外部評価機関からの質問対応等も含めると、企業はそれぞれに合わせてデータを収集・開示する、または複数の開示基準・質問事項をマッピングするなど、データの収集から開示に要する作業は煩雑であり、効率化や正確性の担保等のためにシステム活用を検討するケースは増加傾向にある。

ESGデータの詳細を開示する媒体として、Webページへの掲載が増加傾向にあり、統合報告書やアニュアルレポートへの掲載が減少傾向にある。今後、有価証券報告書でのSSBJ基準でのサステナビリティ情報の開示が拡充されることに伴い、開示媒体の整理を進め、有価証券報告書で特に投資家等に向けた開示とし、多様なステークホルダーに向けた詳細情報をWebページに掲載する、といった開示戦略をとる企業が増加することが推察される。

ESGデータの収集に関する課題として、データの精度や定義の統一等、保証取得を見据えた課題認識が見受けられ、収集するデータの範囲に関する課題として、データの種類によって範囲が揃っていない、収集範囲が広く、連結でカバーできない、自社以外の情報収集が困難、といったものがあがっている。収集すべき、ないし収集したいデータを整理し、用途や定義等のルール、収集するプロセスを想定して優先順位を付け、段階的にあるべき姿に近づけていく全体構想の策定から着手する必要があると考えられる。

ESGデータ収集にシステムを利用している割合は経年変化で見ると概ね横ばいであったが、今後システム導入を検討しているとした回答者の割合は約7割であった。ESGデータ収集にシステムを使用しているかについて、過半数が導入している回答した。これは前回サーベイまでの過半数がシステム未導入との回答から、変化が見られるものであった。ただ、システムを導入しているとした回答者においても、GHG排出量等のE領域での利用が増えているものの、領域によってはマニュアルでデータの収集を実施しているケースも見受けられる。

今後は、制度開示対応において第三者保証の取得も見据え、非財務情報の利用を支えるESGデータ基盤の整備とシステム活用の検討を経営アジェンダとして取り組んでいきたい。

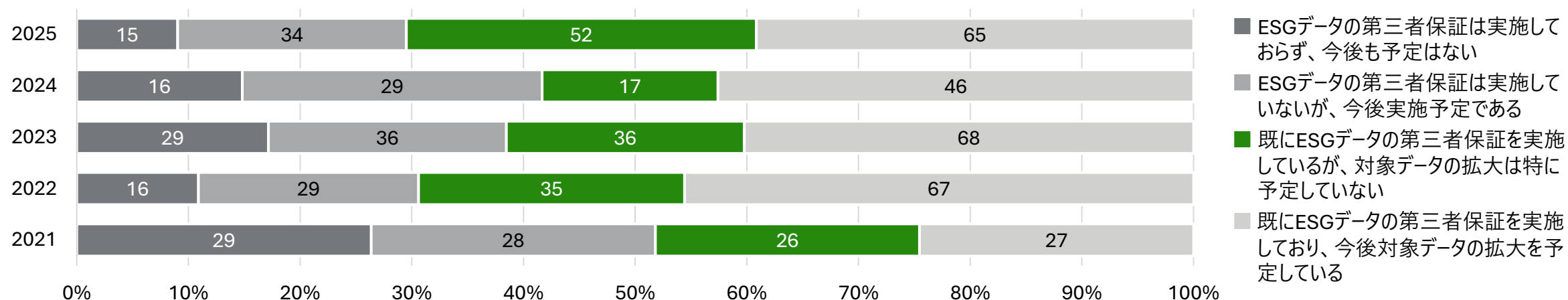
②連結範囲を対象としたESGデータの収集・分析、内部統制の確立と高度化（続き）

非財務情報開示の要請事項の動向を踏まえると、企業にはサステナビリティ報告の正確性や信頼性を担保するため、第三者保証を早急に検討することが求められる。日本でもSSBJ基準適用の翌年から、重要な誤りが確認されないことを示す「限定的保証」の取得が義務付けられており、これまでの任意保証に比べてより精密な情報収集やより厳格な内部統制の構築などの対応が求められる。そこでこの設問では、ESGデータに対する第三者保証について伺った。



②-12.【保証取得】

ESGデータの第三者保証についてご回答ください。



2021年N=118, 2022年N=162, 2023年N=189, 2024年N=108, 2025年N=166, グラフは「その他」を除いて作成

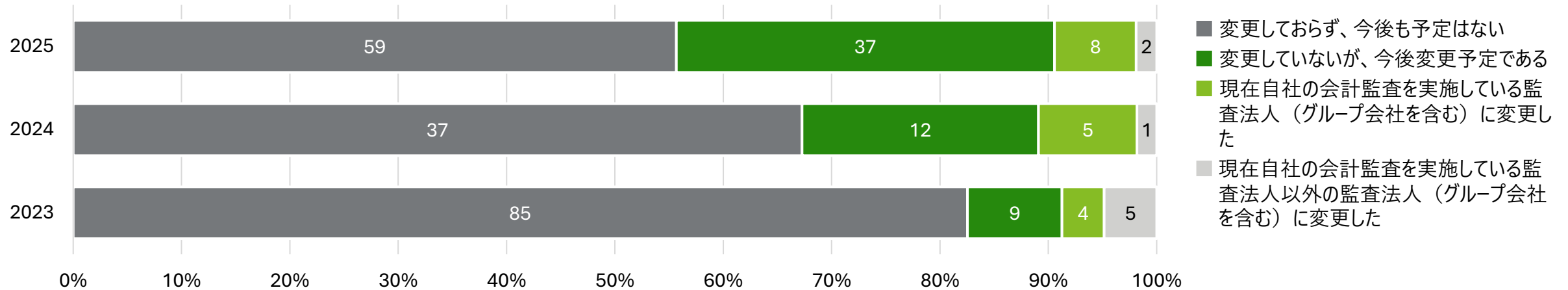
②-12. ESGデータの第三者保証について、「既にESGデータの第三者保証を実施しているが、対象データの拡大は特に予定していない」が52件（31%）と昨年の17件から15%増加。保証実施の予定なしは15件（9%）にとどまり、保証取得は増加傾向にある。

②連結範囲を対象としたESGデータの収集・分析、内部統制の確立と高度化



②-13.

ESGデータの第三者保証の実施状況に関する設問で、「既にESGデータの第三者保証を実施しているが、対象データの拡大は特に予定していない」「既にESGデータの第三者保証を実施しており、今後対象データの拡大を予定している」のいずれかを選択した場合、ESGデータの第三者保証について、直近年度に保証会社を変更しましたか？



2023年N=110, 2024年N=63, 2025年N=117, グラフは「その他」を除いて作成

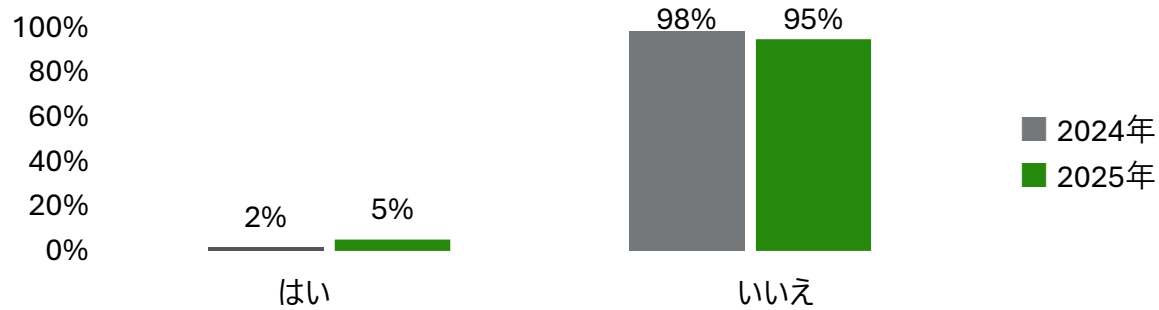
②-13. ESGデータの第三者保証に係る保証会社について、「変更していないが、今後変更予定である」が37件（32%）となり、前回の12件（19%）から10%以上の増加となった。SSBJ基準での有報開示への保証取得を見据え、保証会社を変更する検討も進んでいるものと推察。

② 連結範囲を対象としたESGデータの収集・分析、内部統制の確立と高度化



②-14.

ESGデータの第三者保証の実施状況に関する設問で、「既にESGデータの第三者保証を実施しているが、対象データの拡大は特に予定していない」「既にESGデータの第三者保証を実施しており、今後対象データの拡大を予定している」のいずれかを選択した場合、直近年度に適用する保証基準（ISO14064-3、ISAE3000（改訂）および3410、AA1000 Assurance Standard）を変更しましたか？

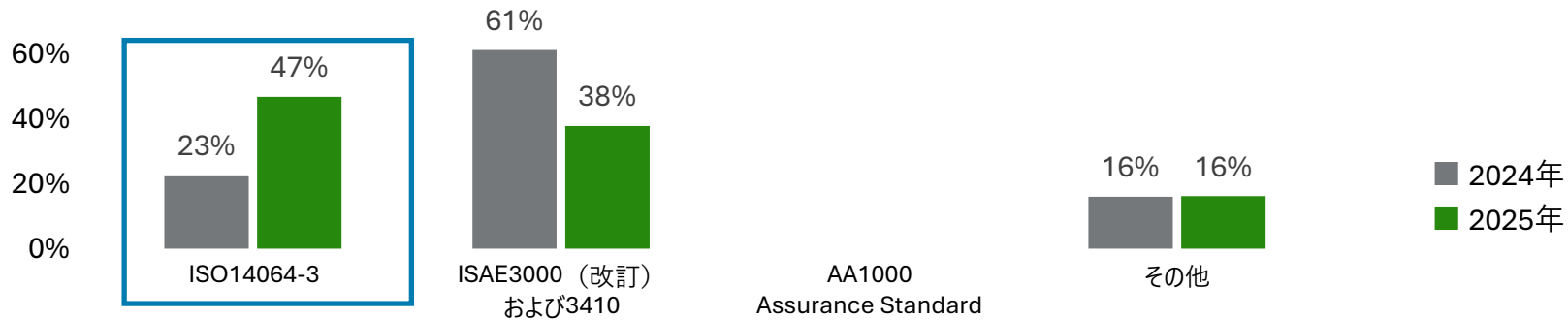


2024年N=63, 2025年N=117



②-15.

直近年度に適用する保証基準を変更していない場合、ESGデータの第三者保証に適用した保証基準は何ですか？



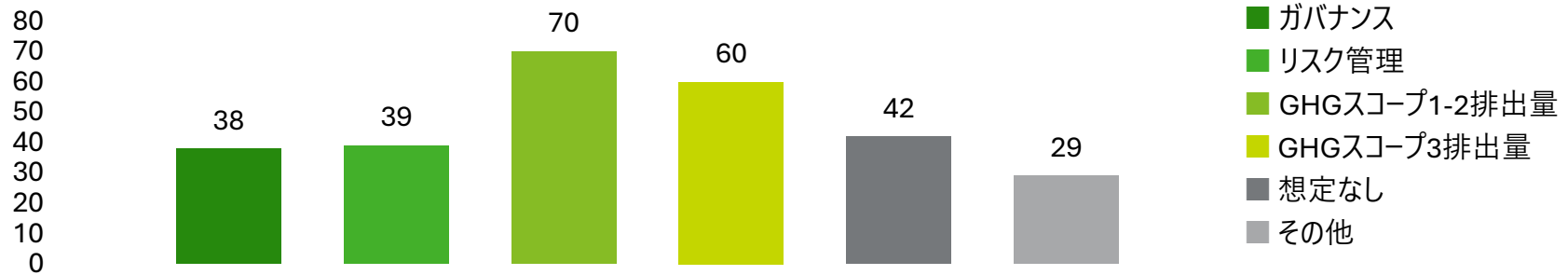
2024年N=62, 2025年N=111, 複数回答あり

②-15. ESGデータの第三者保証に適用した保証基準として、ISO14064-3が47%、ISAE3000（改訂）および3410が38%にとどまった。

② 連結範囲を対象としたESGデータの収集・分析、内部統制の確立と高度化



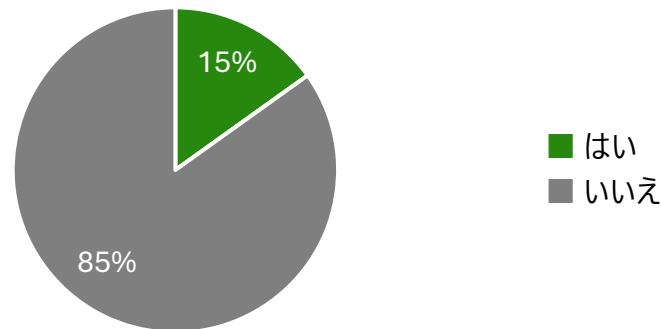
②-16. 今後、保証取得を予定されている領域をご回答ください。



N=166, 複数回答可



②-17. 今後、排出量取引制度（GX-ETS）への対応に係る第三者保証に関して、これまでESGデータの第三者保証を受けていた保証会社から変更の予定はありますか？



N=166, グラフは「不明（担当外等）」を除いて作成

②-16. 今後、保証取得を予定している領域としては、GHG排出量関連が多く、次いでガバナンス、リスク管理となった。これは、現時点でのSSBJ基準の保証対象領域であり、SSBJ基準における保証取得が念頭にあるものと推察される。



考察

非財務情報が、中長期視点の投資家の意思決定に活用されていることを考慮すると、第三者保証による信頼性確保が極めて重要であると考えられる。収集・開示したデータの信頼性が低かった場合、そのデータを基に算出される企業価値評価の結果も信頼性の低いものとなる。特にパッシブ投資家のように多くの企業情報を横並びで比較する際には、それぞれの企業のデータの信頼性が異なる状況で正当な判断を下すのは困難となる。また、今後、非財務情報を経営判断に活用していくことを想定すると、信頼性の低いデータを基に判断を下すことは経営上大きなリスクにつながる。

複数の制度開示の中で第三者保証の取得が要求されており、第三者保証取得に向けた取り組みは一定の業務負荷を与えらると思われるが、企業内外の両方において、そのデータを活用していくことを前提に置くとその取り組み自体の意義は大きい。

4. 調査結果

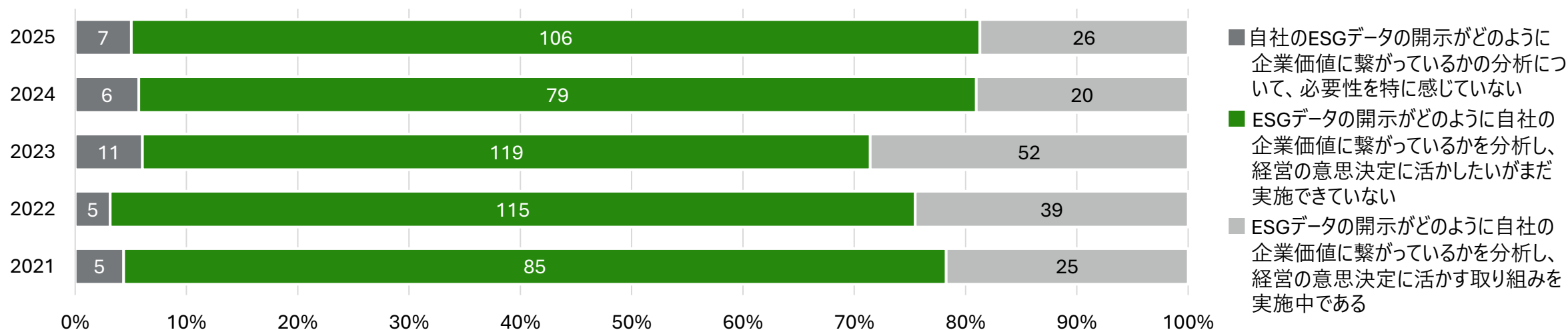
③非財務情報の開示と自社の企業価値との関連性に関するモニタリング・分析

ESGデータの開示と企業価値の関連性は現時点でスタンダードになっている取り組みはなく、個社ごとに分析が行われている。そこで、ここでは、ESGデータの開示が自社の企業価値に与える影響をどのように分析しているか調査した。



③-1. 【ESGデータ収集と企業価値の連動】

ESGデータの開示と自社の企業価値に関する分析についてご回答ください。



2021年N=118, 2022年N=162, 2023年N=189, 2024年N=108, 2025年N=166, グラフは「不明（担当外等）」「その他」を除いて作成

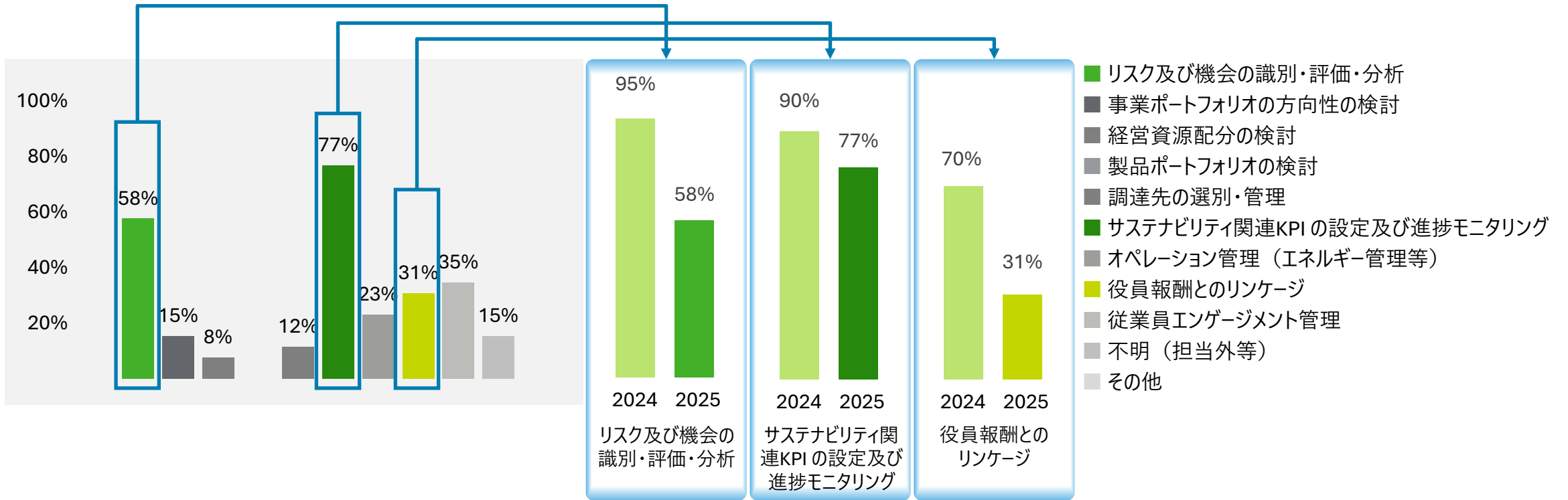
④-1. ESGデータ開示と企業価値に関する分析について、経営の意思決定に活かしたいがまだ実施できていないが過半数を占めている。この傾向は、過年度と同様

③非財務情報の開示と自社の企業価値との関連性に関するモニタリング・分析



③-2.

ESGデータの開示と自社の企業価値に関する分析を実施中である場合、経営の意思決定に活かしている具体的な取り組みは何ですか？



2024年N=20, 2025年N=26, 複数回答可

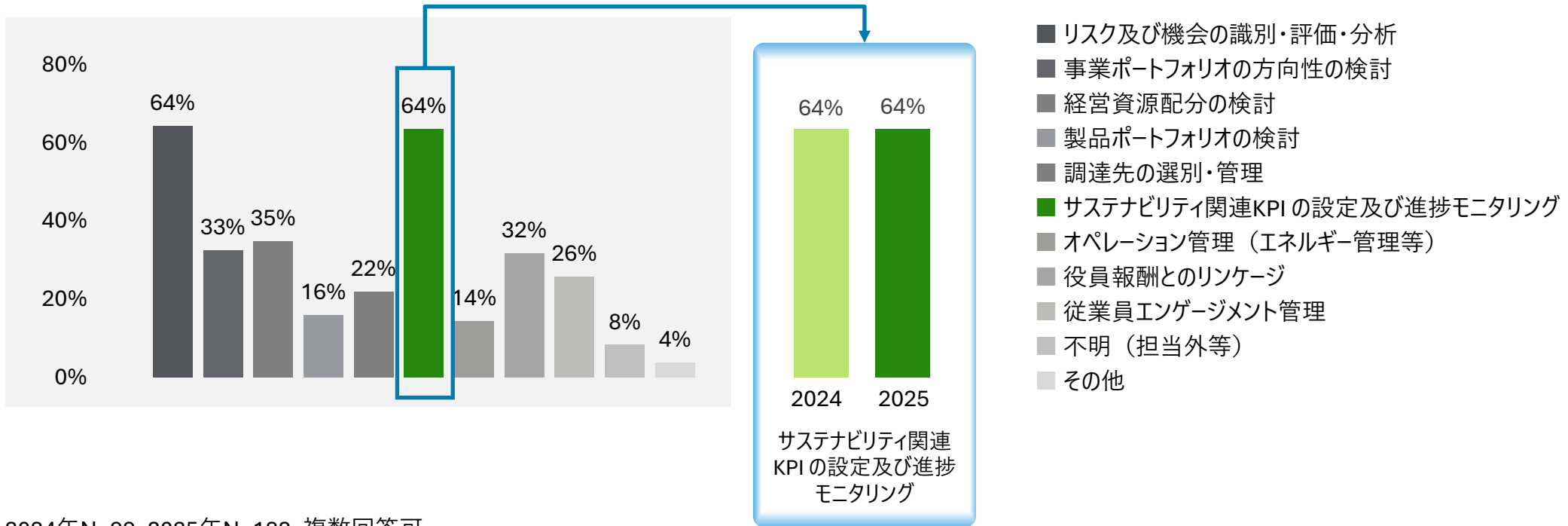
③-2. ESGデータの開示と自社の企業価値の繋がりについて、「サステナビリティ関連KPIの設定及び進捗モニタリング」や「リスク及び機会の識別・評価・分析」に活用しているとの回答が多かったものの、全体としては前回から回答の減少傾向が見られ、制度開示への対応が優先され、経営の意思決定に活用していく取り組みがトーンダウンしている可能性が懸念される。

③非財務情報の開示と自社の企業価値との関連性に関するモニタリング・分析



③-3.

「ESGデータの開示がどのように自社の企業価値に繋がっているかを分析し、経営の意思決定に活かしたいがまだ実施できていない」もしくは「ESGデータの開示がどのように自社の企業価値に繋がっているかを分析し、経営の意思決定に活かす取り組みを実施中である」場合、経営の意思決定に活かす取り組みとして、今後実施したい内容は何か？

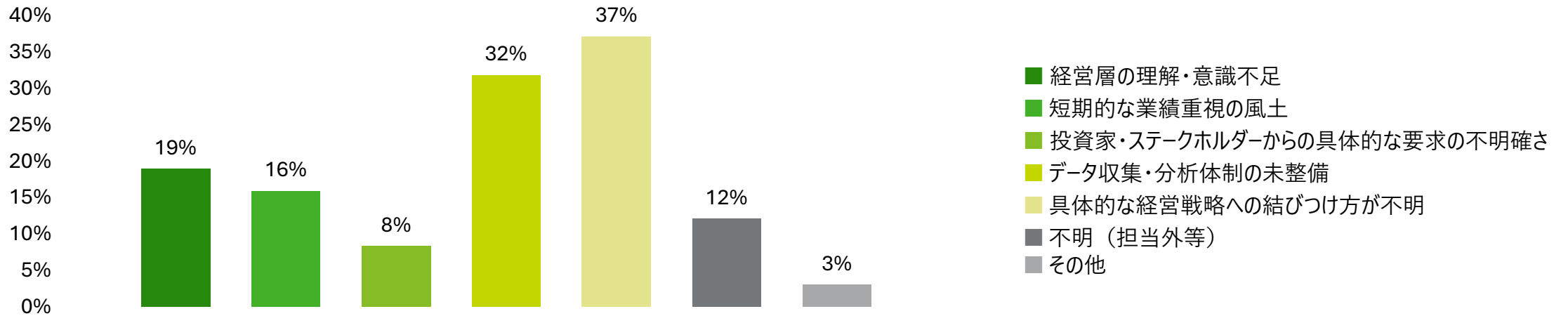


③-3. 今後のESGデータの開示と自社の企業価値の繋がりについて、リスク及び機会の識別・評価・分析やサステナビリティ関連KPIの設定及び進捗モニタリングが60%を占め、特にサステナビリティ関連KPIの設定及び進捗モニタリングについては、前回に続いて関心が高いことが伺えた。

③非財務情報の開示と自社の企業価値との関連性に関するモニタリング・分析



③-4. 今後、サステナビリティ関連データの経営戦略への活用していく場合に、具体的な課題になりうるのは何ですか？



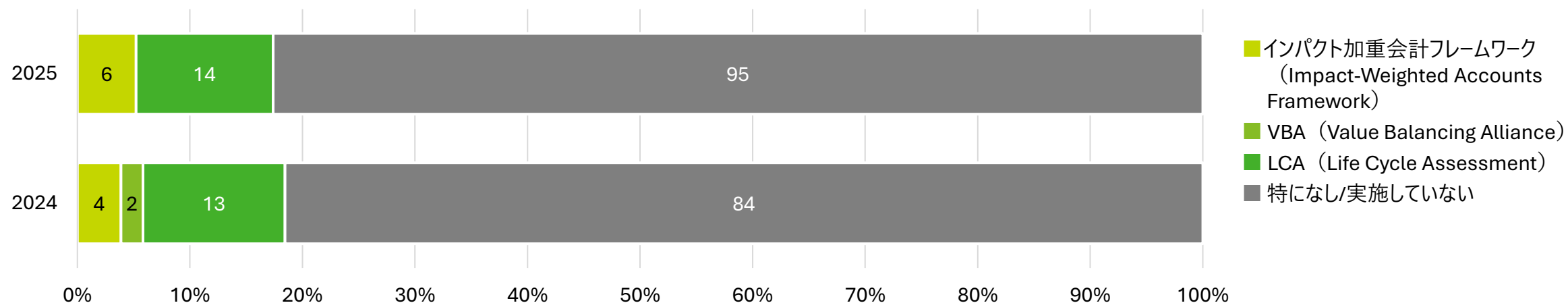
N=166, 複数回答あり

③-4.サステナビリティ関連データを経営戦略に活用するにあたっては、データ収集・分析体制の未整備や具体的な経営戦略への結びつけ方が不明といった課題を認識している企業が多い。重要性を認識しながらも、具体的に実施できる状態になっていないものと推察できる。

③非財務情報の開示と自社の企業価値との関連性に関するモニタリング・分析



③-5. 環境価値や社会価値の可視化（インパクト評価）を経営の意思決定に活かしている方にお伺いします。評価に使用したフレームワーク/モデルをご回答ください。



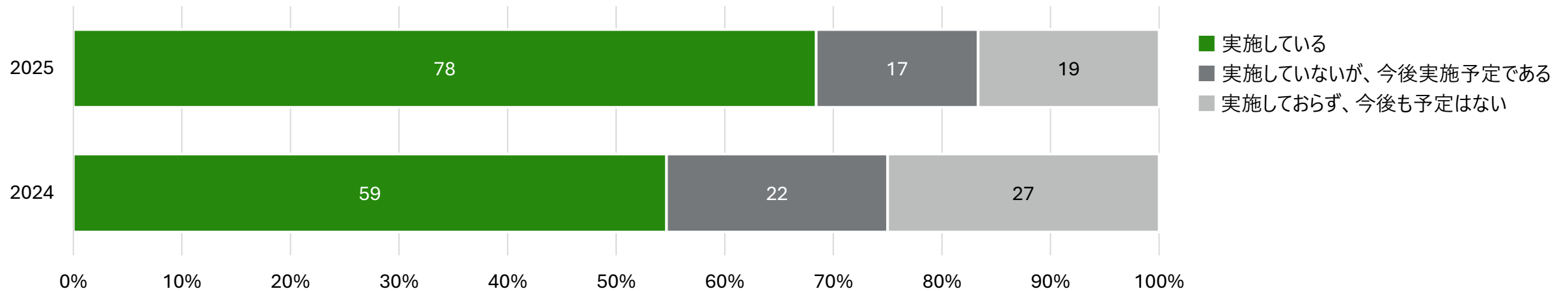
2024年N=108, 2025年N=166, グラフは「不明（担当外等）」「その他」を除いて作成

③-5.環境価値や社会価値の可視化にあたって、フレームワークやモデルを使用しているケースは少ない。既存のフレームワークを実ビジネスに適用するには、時間がかかるものと推察される。

③非財務情報の開示と自社の企業価値との関連性に関するモニタリング・分析



③-6. ESGデータの開示と自社の企業価値との関連性について、投資家との対話を実施しましたか？



2024年N=108, 2025年N=166, グラフは「不明（担当外等）」を除いて作成

③-6. ESGデータの開示と自社の企業価値との関連性について、投資家と対話していると回答したのは78%であった。昨年度と比較して、20%程度増加している。社会の動向や要請を汲み、非財務情報に投資家の関心が向いていることを、企業側としても認識していることが伺える。



考察

ESGデータを経営管理に活用する動きが計画から実行段階に移行しつつあるなか、ESGデータの開示による効果を検証して経営の意思決定に活かす取り組みについては、関心がありつつも具体的な実施に至っていないことが伺える。今後、リスク及び機会の識別・評価・分析、サステナビリティ関連KPIの設定及び進捗モニタリング、さらに役員報酬とのリンケージを中心に、徐々に拡大していくものと見られる。

ESGデータの開示と自社の企業価値との関連性について投資家と対話している、と回答した回答者は約8割となった。社会の動向や要請と、これに付随した投資家の関心が非財務情報に集まりつつあることを企業側が認識しており、ESGデータの活用や非財務情報を経営管理に組み込む動きは進むものと見られる。

一方、環境価値や社会価値の可視化（インパクト評価）については、事業活動から企業価値に至る因果の繋がりを描き、「変化」を可視化して管理することができる。他方で、インパクト評価に使用しているフレームワーク／モデルについて、特になしと回答した回答者は9割を超えている。インパクト評価の導入企業数はまだ少ないものの、インパクト加重会計フレームワークやVBAを中心に、フレームワークの積極的な開発が進んでおり統合・標準化の動きをみせるが、実ビジネスへの適用には時間がかかるものと見られる。

環境価値や社会価値を可視化することで、非財務情報と企業価値の関係性についても解像度を上げて捉えることができる。フレームワーク／モデルに対する理解を深めることで、自社の経営意思決定に活かすイメージを具体化することができると考えられる。また、自社の企業価値を説明するために価値創造ストーリーの構築が欠かせない。価値創造には財務要素と非財務要素の双方が必要であり、相対的に活用が遅れている非財務情報をどのようにストーリー構築に組み込んでいくかが肝要である。インパクト評価等の手法を活用し、表裏一体である財務・非財務情報をロジカルに分析、企業価値向上に寄与するトリガーを見極め、説得力のある企業価値向上に向けたストーリー構築を目指したい。

Contact

丹羽 弘善 / Hiroyoshi Niwa
合同会社デロイトトーマツ パートナー
e-mail : hniwa@tohatsu.co.jp

中島 史博 / Fumihiko Nakajima
合同会社デロイトトーマツ マネージングディレクター
e-mail : fumihiko.nakajima@tohatsu.co.jp

土島 真嗣 / Shinji Dobata
有限責任監査法人トーマツ パートナー
e-mail : shinji.dobata@tohatsu.co.jp

森田 寛之 / Hiroyuki Morita
合同会社デロイトトーマツ マネージングディレクター
e-mail : himorita@tohatsu.co.jp

坂口 理歩 / Riho Sakaguchi
合同会社デロイトトーマツ リスクアドバイザー
ストラテジックリスク & サステナビリティ シニアコンサルタント

楠戸 翔大 / Shota Kusudo
合同会社デロイトトーマツ リスクアドバイザー
ストラテジックリスク & サステナビリティ コンサルタント

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツグループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナル サービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの革新と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDeloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。



ISO 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

